

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 3 月 31 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530068

研究課題名（和文） 刑務所の透明性確保と受刑者の社会復帰に関する研究

研究課題名（英文） Achieving Prison Transparency and Offenders' Rehabilitation

研究代表者

沢登 文治（SAWANOBORI BUNJI）

南山大学・法学部・教授

研究者番号：40247672

研究成果の概要（和文）：受刑者が出所し、一般社会に復帰するに当り、再犯を繰り返さないよう更生しているために必要なことは、刑務所での刑期の適切な時期に適切な矯正教育を受けることだが、その前提として、刑務所の生活環境・刑務作業の内容・方法などの適切性を確保することも重要となる。本研究では、アメリカ・カナダ・西欧での実践を参考に、刑務所外部の視点を導入する、透明性確保の方法およびあり方、並びに、その課題等を研究した。

研究成果の概要（英文）：In order to achieve offenders' rehabilitation so that they may not commit offenses again in the society, providing them with appropriate correctional-education on appropriate timings during the course of their imprisonment becomes crucial. For that purpose, as the premise, their living conditions and daily treatment must also be appropriate. The research on the Prison system and the oversight system in the US, Canada and in the Western European countries was conducted, for possible model systems for Japan, to clarify standard methods and ways to maintain correctional transparency.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事政策・刑事収容施設・犯罪者更生・刑事施設・視察委員会・犯罪者の権利・矯正教育・再犯

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者沢登は、研究開始以前および

開始当初、明治以来 96 年間存続した旧「監獄法」に代わり、新たな行刑体制を可能とする 2006 年の「刑事施設及び被収容者処遇法」（現、「刑事収容施設法」、以下単に「新法」）制定のきっかけとなった名古屋刑務所における、2001-02 年の刑務官による受刑者の死傷事件と「新法」制定までの経緯を研究し、「新法」の全体としての精神が、「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」（平成 15 年 12 月 22 日）のなかに示されているいくつかのポイントであることを明確にしていた。

(2)そこで、犯罪者の施設内における処遇として、単なる社会からの隔離のための収容ではなく、受刑者の社会復帰および更生に重点を置いた収容を実現し、そのために刑務所の透明性を確保し地域社会との連携を築く地盤作りが重要であること、また、そのためにこそ「新法」は、第 7 条以下で「刑事施設視察委員会」を各刑事施設に設置することにしたことを明確に示すことが重要だと考えた。

(3)というのも、刑事政策等における先駆的研究においては、少なくともそれまで、透明性確保の重要性、すなわち「刑事施設視察委員会」など、市民からなる組織が、他国において成立した経緯や、これまでに果たしてきた役割および機能、また現在果たしている役割等については、ほとんど触れられていなかったからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、犯罪を犯し刑務所で服役する受刑者が、刑務所においてその基本的人権を保障されつつ、更生を図り、再犯を繰り返すことなく完全に社会復帰を達成することを可能とする法的・社会的枠組の構築に向けて、行刑のあり方および地域社会の分担すべき役割はどのようなものであるべきかを

探求することである。

そのために、以下の具体的な事柄を示すことを目標に設定した。つまり、

(1)刑務所の透明性を確保することは、地域社会に開かれた施設として刑務所が認知され、刑務所職員の支援により受刑者が更生に向けてさまざまな努力をしていることを、社会に明らかにすることだということ、

(2)刑務所における更生のための数々のプログラムがどのように機能しているか、していないか、課題は何かを明らかにし、より効果的かつ機能的なプログラムを模索することができるようにすること、また、

(3)そのような更生プログラムを完了した受刑者に対して、地域社会がどのような受け入れ態勢を準備することができるのか、すると良いのかを検討し示すこと、である。

(4)最終的に、受刑者の権利は、単に刑事施設の中だけで保障されれば良いのではなく、その後の社会生活の中においても、再犯を犯すことなく安定的に社会復帰を果たして元の生活に戻ることによって始めて確実に実現されたと言えるという認識を確立することを、本研究の究極的な目的とした。

3. 研究の方法

(1)本研究では、「行刑」および矯正行政一般について、透明性の確保を重視する北米豪および西ヨーロッパ諸国の「視察委員会」類似組織の設置の経緯、および、それが果たす役割等を多角的に明らかにするために、米豪および西ヨーロッパ諸国の「視察委員会」類似組織が誕生した経緯、および、現在において果たしている役割について、文献調査および海外施設調査をおこなうこととした。

(2)上記(1)で得られた結果を基にして、わが国で 2006 年に誕生したばかりの「刑事施設視察委員会」が、刑務所と社会との接点とし

て果たすべき役割は何か考察し、それを具体化するために、同委員会の構成メンバーと意見交換を実施し、かつ、刑務所等刑事施設との意見交換等をおこなうこととした。

(3)受刑者に対する「更生プログラム」の実施、および、そこにおける「視察委員会」地域社会との連携が果たす主要な役割に関しては、それらに関連する取り組みと現状を把握するために、上記(1)と併行して、文献調査および海外施設調査をおこなうこととした。その上で、わが国に適合的な「視察委員会」と地域社会の連携のための枠組み作りを考察するという方法を採用することにした。

4. 研究成果

(1) 研究代表者・沢登

①平成 21 年度：アメリカ合衆国ニューヨーク州およびカリフォルニア州の州都(オルバニーおよびサクラメント)を訪問し、それぞれの法務省矯正局において、刑務所運営の実情に関する聞き取り調査および刑務所参観を行った。ニューヨーク州においては、刑務所の民営化には反対の立場から、これからも官による運営が行われる。他方のカリフォルニア州では、積極的に民営化を促進し経費削減を目指しており、他州の公的刑務所へ受刑者を移送するなどの方法もとっている。また、第三者機関として、オンブズマンが州から独立の機関として活動しており、受刑者からの相談だけでなく、犯罪被害者その他の関係者からの相談等にも対処し、必要に応じて刑務所に対する勧告を行っている。さらに平成 22 年 3 月にカリフォルニア州サクラメントを再度訪問し、同州のオンブズマンの職務内容等について、詳細を聞き取り調査した。

②平成 22 年度：カナダの首都オタワおよびアメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメントを訪問し、関係者との面談を実施、また

資料を入手した。まず、オタワにおいては、刑務所監視システムの中核である「矯正捜査局(OCI)」を訪問し、わが国の視察委員会および他国の監視体制との比較において同局が有する独立性、透明性および権限について、ハワード・ゼイパー局長およびイヴァン・ズインガー副局長にインタビューを実施した。「カナダ法務省矯正局」では、修復的司法担当官のラゲー氏にインタビューをし、カナダにおける様々なパターンによる犯罪被害者へのアプローチおよび支援の方法を学んだ。また、カリフォルニア州においては、刑務所改革の重要要素である「矯正監視委員会」を訪問し、ヒル事務局長にインタビューをし、同州の予算削減に直面し、多くの矯正プログラムおよび矯正教育等が縮小されていることに関して、詳細な聞き取り調査をした。また同委員会の議事をすべて公開し、市民が傍聴することができるようにすることで、透明性の確保を図っていることを学ぶことができた。

③平成 23 年度：カナダ「矯正捜査局(OCI)」を再訪し、そこで、日本の受刑者処遇の課題および視察委員会の活動などについて、プレゼンテーションをする機会を得た。そこにおける質疑応答から、特にカナダでは、世界的な基準としての「拷問禁止条約」「被収容者最低規則」等諸条約・諸文書を基礎として、刑務所処遇のあり方を判断・調査しており、基準に合致しない場合には、報告書によってその事実を明らかにすること、またそれによって受刑者の救済を図ると同時に、処遇体制の見直しを勧告することが同捜査局の使命であることを学ぶことができた。また、同局の独立性を確保することも、世界標準であるとの認識から、法令上もそのような規定となっている。

フランス訪問では、エクス・マルセイユ第

3 大学 ISPEC(刑事学・刑事政策研究所)を訪問することで、フランスにおける刑務所監視体制の変動について、近時の具体的態勢について、ジアコッペリ所長から教示を受けた。これを基礎にさらに、詳細について研究を継続して行きたい。

(2)分担者・岡田

①平成 21 年度：イギリスを訪問し、同国における第三者機関の調査を行った。その結果、刑務所に関する第三者機関の設置は、世界的にもイギリスが発祥の地であることを確認した。これを受けて、どのような経緯で、いつ頃そのような機関が設置されることになり、これまでにどのような役割を果たしてきたのかについて、次年度以降の課題として研究を継続した。

②平成 22 年度：九州大学を訪問し、刑務所の第三者機関の役割について調査研究している土井教授と面談した。研究に関するわが国の現状を伺い、また今後の研究課題および計画について協力関係を作ることが可能となり、研究の質量の両面を深化拡大させることが可能となった。

③平成 23 年度：那覇にある「がじゅまる更生保護施設」を訪問し、刑務所を出所した元受刑者が社会復帰をする前の段階として、どのような社会的な支援体制が存在するか、同施設長・副長から意見を聴取するとともに、施設参観を実施した。そして、近隣との様々な調整が最も重要であり、それが首尾よくいかない場合にはそのような施設の存続が危ぶまれることになりかねず、それがキーポイントであるとの見識を得るとともに、これに関する論説の公表によって、わが国の刑事政策学に新たな視点を加えることができる。

(3)分担者・末道

①平成 21 年度：フランスにおける刑事施策を含む刑事法関連の改正状況について、文献

の調査およびそれら文献による研究を実施し、次年度以降の現地調査の準備を実施した。

②平成 22 年度：フランスを訪問し、刑事施策を含む刑事法関連の改正状況について、リール大学を訪問し、関係教授との面談、文献の調査およびそれら文献による研究を実施した。そこで、刑務所監視の体制について、多くの変更がなされたこと、その経緯を学ぶことができた。

③平成 23 年度：フランスにおける刑事施策および EU 刑事法の改正について、文献の調査と研究を実施し、論説の執筆を行った。これにより、近時の改正に関して、わが国の研究を前進させた。

(4)結論

平成 21～23 年度の 3 年間における本研究の成果を総合的に纏めると、以下の諸点に集約できる。

①アメリカ・カナダ・イギリスおよびフランスにおいて、刑事政策および刑事法の改正等が、近年どの国においても矢継ぎ早に進展しており、常に国際的な基準および EU の基準に適合的であるか否かという視点から、各国の刑務所処遇および受刑者の人権が考察され、また判断されている。

②そのような刑務所処遇および受刑者人権の確保が適切に実施されているか否かを、第三者または外部の独立機関として監視する態勢が整備されている。そして、処遇等が基準に適合的でないと判断された場合には、それを是正する、または、少なくとも是正の機会を、施設または担当省庁に付与することが可能となるようなシステムが存在することが、担当者インタビュー・法令等の検討から、より明確にされた。

③受刑者の受入れ態勢を社会において充実させる方法としての、リエントリー施設および矯正プログラムの実施、さらに、犯罪被害

者との和解の方法の実施(VOM)などの新たな取り組みが進んでいることが、理解された。

④上記の研究成果を、論説公表および研究会報告等を通じて、順次公表してきた。また、今後もさらに同様の公表を継続することにより、刑務所における受刑者処遇のあり方、および、その適切性が、直接的に彼らの社会復帰の成功に関連し、それがまた、再犯率の低下という形で、われわれ一般市民と社会全体に直結する問題であるという認識を深めることに貢献でき、また今後もできるはずだと確信する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

- ① 沢登 文治「カナダにおける受刑者人権保障と連邦刑務所監視体制—矯正捜査局(OCI)の機能を中心に—」『南山法学』、南山大学法学会、査読無、35巻2号107-136(2012)
- ② 沢登 文治「日本における受刑者の権利の変容」『南山法学』、南山大学法学会、査読無、34巻3/4号合併号211-225(2011)
- ③ 沢登 文治「カリフォルニア州の刑務所監視体制と受刑者の人権に関する考察—2007年の刑務所・行刑改革による更生監視委員会(C-ROB)を含む—」『南山法学』、南山大学法学会、査読無、34巻3/4号合併号、183-208(2011)
- ④ 沢登 文治「カリフォルニア州の刑務所改革と受刑者の権利に関する考察—2007年州議会下院法案900とその実現—」『南山法学』、南山大学法学会、査読無、34巻2号、159-206(2011)
- ⑤ 末道 康之「フランスにおける行刑法の制定と刑罰の調整の理念と現実」『法学研究』慶応義塾大学法学研究会、査読無、84巻9号、

481-516(2011)

- ⑥ 岡田 悦典「接見交通権における秘密性の基礎」浅田和茂ほか編『村井敏邦先生古稀記念論文集・人権の刑事法学』、日本評論社、査読無、306-328(2011)
- ⑦ 末道 康之「フランスにおける保安処分をめぐって—保安留置と精神障害による刑事免責宣告に関する2008年2月25日法による改正」『南山法学』、南山大学法学会、査読無、33巻3/4号合併号、217-258(2010)
- ⑧ 岡田 悦典、「被疑者弁護と公的弁護制度の将来的課題」、『季刊刑事弁護』、第58号、現代人文社、査読無、101-106(2009)
- ⑨ 沢登 文治「受刑者の通信の秘密をめぐって—東京地裁平成21年4月20日判決を中心に—」『南山法学』、南山大学法学会、査読無、33巻2号、95-122、(2009)
- ⑩ 岡田 悦典「被疑者弁護と公的弁護制度の将来的課題」『季刊刑事弁護』、現代人文社、査読無、第58号101-106(2009)
- [学会発表] (計1件)
- ① 末道 康之、日本刑法学会名古屋部会(2012年3月10日・於：南山大学)「フランスにおける行刑法の制定と刑罰の調整」
- [図書] (計1件)
- ① 末道 康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』、成文堂、査読有、単著、385頁(2012)
- [産業財産権]
- 出願状況 (計0件)
- 名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：
- 取得状況 (計0件)
- 名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

沢登 文治 (SAWANOBORI BUNJI)
南山大学・法学部・教授
研究者番号：40247672

(2) 研究分担者

末道 康之 (SUEMICHI YASUYUKI)
南山大学・法務研究科・教授
研究者番号：60276003

岡田 悦典 (OKADA YOSHINORI)
南山大学・法学部・教授
研究者番号：60301074

(3) 連携研究者

無し